

傾聴ボランティア「きき耳すみだ」規約

(名称)

第1条 この会は、『傾聴ボランティア「きき耳すみだ」』と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、この会の代表の所在地に置く。

(目的)

第3条 会員は傾聴を活用し、ボランティア活動に積極的に参加することによって、生きがいのある地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ・ 地域の高齢者施設等に行き、ボランティア活動に積極的に参加する。
- ・ 会員相互のスキルを高めるため、アドバイザーを招聘し研修を行う。
- ・ その他、前条の目的を達成するための必要な事業。

(組織・役員)

第5条 この会を円滑に運営するために、代表、副代表、会計、会計監査を置く。

(役員職務)

代表はこの会を統括し、副代表は代表を補佐し、会計は出納業務、会計監査は監査を行う。

役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(資格)

第6条 本会の目的に賛同する者で役員に許可を得た者。

(会費)

第7条 本会の経費は、会費その他の収入によってまかなう。
会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日とする。

(機構)

第8条 定例会を年に1度開催し、原則として3月に会計報告を行う。
その他、代表が必要と認めた場合は会合を開くことができる。

(アドバイザー)

第9条 この会にアドバイザーを置くことができる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は協議して別に定める。

(規約変更)

第11条 この規約変更は定例会に諮り、出席者の2/3以上で決める。

この規約は平成26年4月1日より施行する。